

指定居宅介護支援事業所
水戸ケアプランセンター
重要事項説明書

居宅介護支援 重要事項説明書

<2024年4月1日現在>

1 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	水戸ケアプランセンター
所在地	茨城県水戸市西原 2-12-7 中央オートビル 2階
電話	029-246-6480
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援：水戸市 0870105384 号
サービスを提供する地域	水戸市、ひたちなか市、石岡市、土浦市、筑西市、那珂市、常陸太田市、常陸大宮市、東海村

(2) 職員体制

	職員数	業務内容
管理者	1名	事業所管理
介護支援専門員	6名 (内1名管理者兼務)	居宅サービス計画の作成など

(3) 休業日及び営業時間

休業日	営業時間
土曜日、日曜 お盆、年末年始	午前9:00 ~ 午後6:00

2 利用定員

利用定員は介護支援専門員1人あたり35名までとします。

3 利用料金

(1) 利用料

要介護認定等を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。(初回加算を含む)ただし、要介護認定申請中や介護保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、介護給付費の全額を一旦お支払い頂きます。この場合、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日水戸市介護保険課の窓口に提出することで全額払い戻しを受けることができます。

<p><居宅介護支援費> 要介護1・2＝1,086単位/月 要介護3・4・5＝1,411単位/月 居宅介護支援を行った場合の月額費用です。</p>
<p><各種加算> 初回加算＝300単位/回 市域に居宅サービス計画を作成した場合や、要介護状態区分が2区分以上変更されたご利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合の費用です。</p>
<p><特定事業所集中減算> 当事業所が特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より200単位を減算することとなります。</p>

(2) 交通費

サービスを提供する地域内にお住いの方は無料となります。

4 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営方針

- ア 要介護状態等となった場合においても本人が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- イ 本人の心身の状況、その置かれている環境等に応じて本人の選択に基づき、適切な保健医療及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供できるよう支援します。
- ウ 本人の意思及び人格を尊重し、常に本人の立場に立って、本人に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に支援します。

(2) 実施概要

ア 居宅サービス計画の作成

- ・担当者の配置
- ・本人及び家族への各種サービス情報の提供
- ・課題分析（課題分析票を用いて実施）
- ・居宅サービス計画の原案作成
- ・サービス担当者会議の開催等（サービス提供事業者との連絡、調整）
- ・本人の同意

イ サービスの実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画作成後においても、本人及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行う。また、本人についての解決すべき課題の見直しを行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。

ウ その他

給付管理、苦情処理、要介護認定等の変更・更新申請の支援、施設の紹介、記録の記載及び記録の保存（5年間）等。

5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができるので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

6 虐待の防止及びサービス内容に関する相談、苦情について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止、居宅介護支援に関する事項及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を下記にて受け付けます。

また、成年後見制度の利用を支援します。従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(1)当事業所の苦情受付窓口

受付窓口	窓口担当者	管理者 及川 博久
	苦情解決責任者	管理者 及川 博久
	電話番号	029-246-6480
	FAX番号	029-246-6481
	受付時間	9:00～18:00

(2)行政機関その他苦情受付期間

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または茨城県国民健康保険団体連合会に設置された運営適正委員会に申し立てることができます。

水戸市役所 介護保険課	所在地 電話番号・FAX 受付時間	水戸市中央 1-4-1 029-224-1111 FAX 029-232-9230 8:30～17:15(月～金)
茨城県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号・FAX 受付時間	水戸市笠原町 978-26 029-301-1565 FAX 029-301-1579 8:30～17:00(月～金)
茨城県 社会福祉協議会	所在地 電話番号・FAX 受付時間	水戸市干波町 1918 029-305-7193 FAX 029-305-7194 9:00～16:00(月～金)

7 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 当事業所の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 当事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2)個人情報の保護について

- ① 当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 当事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

- ③ 当事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により補償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 その他

解約前の他居宅介護支援事業所との契約はご遠慮ください。

年 月 日

居宅介護支援提供開始にあたり本人又は家族に対して、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 住所 〒316-0003
茨城県日立市多賀町 2-10-7
名称 コンテック株式会社
水戸ケアプランセンター
説明者 氏名



私は、書面及び本書面により事業所から居宅介護支援について重要な事項の説明を受け、同意しました。

契約者 住所 〒
氏名

家族 住所 〒
氏名
(続柄)